

留萌市ホームページ広告掲載基準

平成20年5月1日政策経営室長決裁

(目的)

第1条 この基準は、留萌市広告掲載要綱(平成19年8月15日市長決裁。以下「要綱」という。)の規定に基づき、留萌市ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

留萌市ホームページ 留萌市が運営する市政情報サイト(ホームページ)のことをいう。

バナー広告 留萌市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

閲覧者 インターネットを通じて、留萌市ホームページを閲覧する者をいう。

(広告主の優先順位)

第3条 広告主は、市のホームページという性格上、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位を、別表1のとおり定める。

(広告の種類)

第4条 留萌市ホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)は、バナー広告とする。

(広告の掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告主がホームページのトップページ以外のページ(以下「他のページ」という。)へ広告を掲載しようとする場合であって、市長が特別の理由があると認めるときは、当該他のページに広告を掲載することができる。

(広告の枠数)

第6条 ホームページのトップページにおける広告枠数は、最大10枠とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、別表2のとおりとする。なお、契約期間中に掲載料の改定があった場合は、契約時の掲載料を優先する。

(広告の規格及び制限)

第8条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦60ピクセル×横170ピクセル

形式 GIF・JPEG・PNGのいずれか

データ容量 4KB以下

2 広告は、前項の規格に基づき広告主が作成する。

(広告の表現)

第9条 次の表現を含んだ広告は、禁止とする。

ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの。

Java及びJavaScriptを使用したもの、アニメーション、透過色、アラートマークのようなエラー表示イメージのもの。

留萌市の事業又は留萌市が推奨する事業もしくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの。

- 2 広告に用いる画像には、次の各号により代替文字列を指定するものとする。

先頭は「[広告]」の4文字とする。

前号に続く文字列は、原則として、広告主名又は広告に表示されている文字列とする。

- 3 第1項各号については、広告のリンク先ホームページも対象とする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1月単位で最長1年とし、更新を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、同項の期間に満たない掲載を行うことができる。

(広告掲載期間の延長)

第11条 広告掲載期間内に市の都合でホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、当該閉鎖を行った期間が1日に満たない場合にあっては、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責めに帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日に満たない場合にあっては、掲載期間の延長は行わない。

- 3 前2項における掲載期間を延長する日数の算定にあっては、24時間に満たない端数の時間は、切り捨てるものとする。

(広告掲載後の変更)

第13条 広告主の都合により広告掲載後に広告を変更するときは、留萌市の承認を受けることとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告掲載料は、掲載の決定後、留萌市が指定する期日までに納付しなければならないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は政策経営室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

別表1 広告主の優先順位

優先順位	広告主
1	公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、信用金庫、信用組合 その他これらに類するもの
2	市内の商店、専門店その他これらに類するもの
3	留萌市内の消費者にとって有益と思われるもの

別表2 広告の掲載料金

掲載位置	広告主	期間	金額（税込み）
トップページ 1 枠	優先順位 1 及び 2 に該当するもの	1 カ月	8,000 円
	上記以外のもの	1 カ月	12,000 円
他のページ 1 枠	優先順位 1 及び 2 に該当するもの	1 カ月	上限 8,000 円
	上記以外のもの	1 カ月	上限 12,000 円

- 1 他のページは、留萌市ホームページ管理運営要綱（平成20年5月1日政策経営室長）の情報管理者がページのアクセス数を勘案し、料金を定めることができる。
- 2 上記において料金を定めるとき、同一ページ内の料金は一定でなければならない。
- 3 広告主が優先順位3のときは、上記で定めた額の5割増の金額とすること。